

プロフェッショナルセミナー

税理士が知っておくべき滞納処分の知識

講 師 税理士 橋本 良弘 先生

開 催 日 令和2年6月4日(木)

近畿税理士会

本冊子に記載しております内容全てにおきまして、作成者等の許可なく再配布、転送、複製等
されませんようご配慮のほどお願い申し上げます。

目次

滞納処分とは	1
国税徴収法とは	1
国税の成立・確定・納期限と徴収手続	2
督促	3
差押え	4
交付要求、換価	6
配当	7
第二次納税義務	10
徴収緩和制度	11
納税の猶予制度 追加情報	15

滞納処分とは

滞納国税(租税)が発生した場合には、国税(租税)債権実現のための強制的な執行手続が開始される。この執行手続が行政法上の強制徴収としての滞納処分である。滞納処分は、原則として国税徴収法の定めるところにより行われる。

国税徴収法とは

「滞納処分手続法」が実質内容である。

(地方税については、ほぼ同じ内容が「地方税法」に含まれる。

1. 国税優先の原則

国税は原則としてその他の債権よりも優先して徴収することになっている。

ただし、別段の定めによりその他の債権を優先させる場合もあり、国税が地方税やその他一般の債権と競合したときに、どのような場合にどちらが優先するのかなどについて規定している。

2. 第二次納税義務

本来国税を納めるべき者が納めなかった場合、その者と特定の関係にある第三者に補完的に国税を納める義務を負わせる制度が第二次納税義務の制度である。

3. 手続

財産の差押えから換価・配当など、滞納した税金を徴収するまでの手続について定めている。国税の滞納があったときは税務署の徴収職員は滞納処分手続を強制的に執行できることになっている。

国税徴収法

第1条 この法律は、国税の滞納処分その他の徴収に関する手続の執行について必要な事項を定め、私法秩序との調整を図りつつ、国民の納税義務の適正な実現を通じて国税収入を確保することを目的とする。

「納税義務の適正な実現」という表現が第一条に使われているのは、「国税徴収法」と「 」のみである。

国税の成立・確定・納期限と徴収手続

1. 国税の納税義務の成立

国が国民に対して国税(租税)という金銭的給付を請求し得る権利の発生であり、国民の側からすれば、国税を納付しなければならない義務の発生である。言い換えると、それは課税要件の充足である。

(例)

- | | |
|---------|-------------------------|
| ① 申告所得税 | 暦年終了の時 |
| ② 源泉所得税 | 源泉徴収をすべきものとされている所得の支払の時 |
| ③ 法人税 | 各事業年度終了の時 |
| ④ 相続税 | 相続又は遺贈による財産の取得の時 |
| ⑤ 消費税 | 国内取引については、課税資産の譲渡等を行った時 |

2. 納付すべき税額の確定

納税義務の成立により抽象的に発生した納税義務が、一定の手続により具体化されることである。

(例：申告納税方式)

- ① 期限内申告
- ② 期限後申告
- ③ 修正申告
- ④ 更正処分
- ⑤ 決定処分

3. 国税の納期限

(例：申告納税方式の国税)

- | | |
|--------------|----------------------|
| ① 期限内申告 | (法定納期限) |
| ② 期限後申告、修正申告 | (申告書提出の日) |
| ③ 更正処分、決定処分 | (通知書を発した日から1月を経過する日) |

4. 国税徴収手続の流れ (例)

- ① 国税の成立
- ② 法定申告納付期限 (無申告)
- ③ 国税の確定 (決定)
- ④ 納期限 (未納付)
- ⑤ 督促状送付
- ⑥ 財産の調査
- ⑦ 差押え
- ⑧ 換価
- ⑨ 配当

5. 財産の調査

- ① 質問及び検査 任意調査(罰則あり)
- ② 搜索 強制調査

督促

国税通則法

第 37 条 納税者がその国税を納期限までに完納しない場合には、税務署長は一定の場合を除き、その納税者に対し、督促状によりその納付を督促しなければならない。

2 前項の督促状は、国税に関する法律に別段の定めがあるものを除き、その国税の納期限から五十日以内に発するものとする。

督促は、原則として、差押えの前提条件である。

差押え

1. 条文

国税徴収法（以下同じ）

第 47 条 次の各号の一に該当するときは、徴収職員は、滞納者の国税につきその財産を差押えなければならない。

1 滞納者が督促を受け、その督促に係る国税をその督促状を発した日から起算して十日を経過した日までに完納しないとき。

2 （省略）

2. 差押えの禁止

① 超過差押えの禁止

国税を徴収するために必要な財産以外の財産は、差押えることができない。

② 無益な差押えの禁止

差押えることができる財産の価額が、その国税に優先する他の債権の合計額を超える見込みがないときは、その財産は、差押えることができない。

③ 差押え禁止財産

(a) 一般の差押え禁止財産

滞納者等の最低生活の保障、生業維持の観点から、一定の財産は差押えることができない。

(b) 給与又は社会保険制度に基づく給付の差押えの禁止

一定額に達するまでの金額は、原則として差押えることができない。

(c) 条件付差押え禁止財産

一定の財産については、他の財産を提供したときは、差押えをしない。

3. 差押えの対象財産

- ① 財産が法施行地内にあること。
- ② 財産が差押え時に滞納者に帰属していること。
- ③ 財産が金銭的価値を有すること。
- ④ 財産が譲渡性を有するか又は取り立てができるものであること。
- ⑤ 財産が差押え禁止財産でないこと。

4. 差押えの手続

第 54 条 徴収職員は、滞納者の財産を差押えたときは、差押調書を作成し、その財産が動産等であるときは、その謄本を滞納者に交付しなければならない。

上記の手続は共通的なものであり、財産の種類によりその他の差押え手続は異なる。例えば、差押え財産が債権(貸付金等)であるときは、第三債務者に債権差押通知書を送付する。

5. 国税徴収法上の財産区分（・・・例）

- ① 動産・・・・・・・・・・金銭、切手、軽自動車、機械、未完成建物
有価証券・・・・・・・・手形、小切手、国債証券、株券、商品券
- ② 債権・・・・・・・・・・売掛金、預貯金、貸付金、給料、生命保険
- ③ 不動産・・・・・・・・・・土地、建物、地上権、登記した立木、工業権、漁業権
- ④ 船舶又は航空機・・・・・・・・登記・登録されているもの
- ⑤ 自動車、建設機械又は小型船舶・・・登記・登録されているもの
- ⑥ 第三債務者のない無体財産権等・・・工業所有権、著作権
- ⑦ 第三債務者のある無体財産権等・・・電話加入権、ゴルフ会員権、株式

6. 差押えの効力

- ① 処分禁止の効力

差押え財産の処分で国税を徴収するのに不利益となる処分は禁止される。

- ② 時効中断の効力
- ③ 従物に対する効力
- ④ 果実に対する効力

差押えの効力は、原則として、差押え財産から生ずる天然果実に及ぶが、法定果実には及ばない。

- ⑤ 損害保険金等の請求権に対する効力
- ⑥ 相続に対する効力
- ⑦ 仮差押に対する効力
- ⑧ 優先徴収の効力（差押先着手）
- ⑨ 延滞税の一部免除の効力
- ⑩ 担保のための仮登記がある財産に対する効力

交付要求

滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、税務署長は、執行機関に対し、滞納国税につき、交付要求をしなければならない。

換価

滞納処分による換価とは、差押えに係る国税を徴収するために、債権者である国が、差し押さえた財産を強制的に金銭に換えることをいう。

通常、換価といえば差押財産を売却することを指すが、広義の換価には、債権、有価証券、無体財産権等の金銭による取立ても含まれる。

配当とは、差押財産の売却代金、債権等の差押えによって第三債務者等から給付を受けた金銭など滞納処分に基づいて得た金銭を、滞納処分費及び滞納国税に充当するとともに、他の債権者に配分し、なお残余があれば滞納者に交付する手続のことをいう。

1. 国税優先の原則

第 8 条 国税は、納税者の総財産について、この章に別段の定がある場合を除き、すべての公課その他の債権に先だつて徴収する。

2. 別段の定

- ① 強制換価手続の費用の優先、直接の滞納処分費の優先
- ② 差押先着手、交付要求先着手による国税の優先、担保を徴した国税の優先

第 12 条 納税者の財産につき国税の滞納処分による差押をした場合において、他の国税又は地方税の交付要求があつたときは、その差押に係る国税は、その換価代金につき、その交付要求に係る他の国税又は地方税に先だつて徴収する。

2 納税者の財産につき国税又は地方税の滞納処分による差押があつた場合において、国税の交付要求をしたときは、その交付要求に係る国税は、その換価代金につき、その差押に係る国税又は地方税に次いで徴収する。

第 13 条 納税者の財産につき強制換価手続（破産手続を除く。）が行われた場合において、国税及び地方税の交付要求があつたときは、その換価代金につき、先にされた交付要求に係る国税は、後にされた交付要求に係る国税又は地方税に先だつて徴収し、後にされた交付要求に係る国税は、先にされた交付要求に係る国税又は地方税に次いで徴収する。

第 14 条 国税につき徴した担保財産があるときは、前二条の規定にかかわらず、その国税は、その換価代金につき他の国税及び地方税に先だつて徴収する。

③ 法定納期限等以前に設定された質権の優先、法定納期限等以前に設定された抵当権の優先、譲受前に設定された質権又は抵当権の優先

第 15 条、第 16 条 納税者がその財産上に質権又は抵当権を設定している場合において、法定納期限等以前に設定されているものであるときは、その国税は、その換価代金につき、その質権又は抵当権により担保される債権に次いで徴収する。

第 17 条 納税者が質権又は抵当権の設定されている財産を譲り受けたときは、国税は、その換価代金につき、その質権又は抵当権により担保される債権に次いで徴収する。

(例：第 16 条)

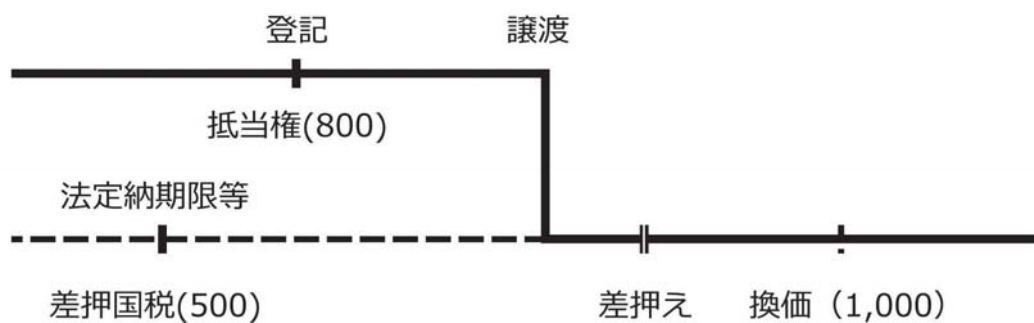


抵当権の設定日(登記日)が、差押国税の法定納期限等以前である

∴ 抵当権(の被担保債権) > 差押国税

(配当額) ① 抵当権(の被担保債権) 800、② 差押国税 200

(例：第 17 条)



抵当権の設定日(登記日)が、譲受け以前である

∴ 抵当権(の被担保債権) > 差押国税

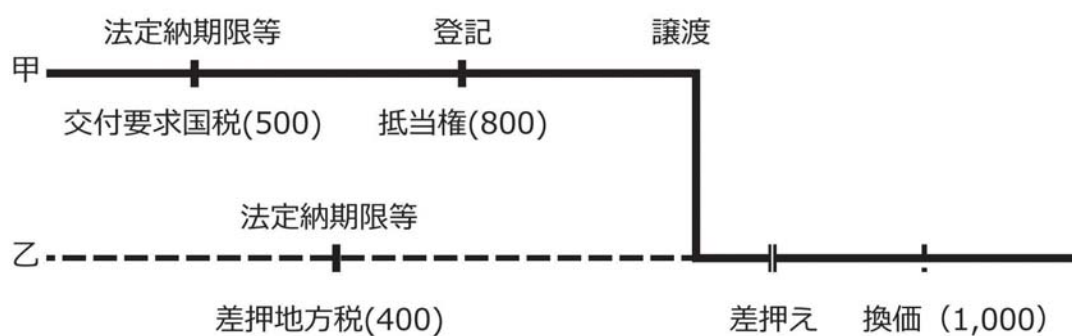
(配当額) ① 抵当権(の被担保債権) 800、② 差押国税 200

④ 不動産保存の先取特権等の優先、法定納期限等以前にある不動産賃貸の先取特権等の優先、留置権の優先

⑤ 担保権付財産が譲渡された場合の国税の徴収

第 22 条 納税者が他に国税に充てるべき十分な財産がない場合において、その者がその国税の法定納期限等後に登記した質権又は抵当権を設定した財産を譲渡したときは、納税者の財産につき滞納処分を執行してもなおその国税に不足すると認められるときに限り、その国税は、その質権者又は抵当権者から、これらの者がその譲渡に係る財産の強制換価手続において、その質権又は抵当権によつて担保される債権につき配当を受けるべき金額のうちから徴収することができる。

(例)



- ① 交付要求国税は、譲渡によりこの財産について滞納処分不可
- ② 法 17 条の規定により、抵当権は、差押地方税に優先
- ③ よって、抵当権 800、差押地方税 200
- ④ 仮に譲渡がなかったものとした場合は、国税 500、抵当権 500
- ⑤ 抵当権の③と④の差額 300 は、交付要求国税が徴収することができる
(配当) 差押地方税 200、抵当権(の被担保債権) 500、
交付要求国税 300

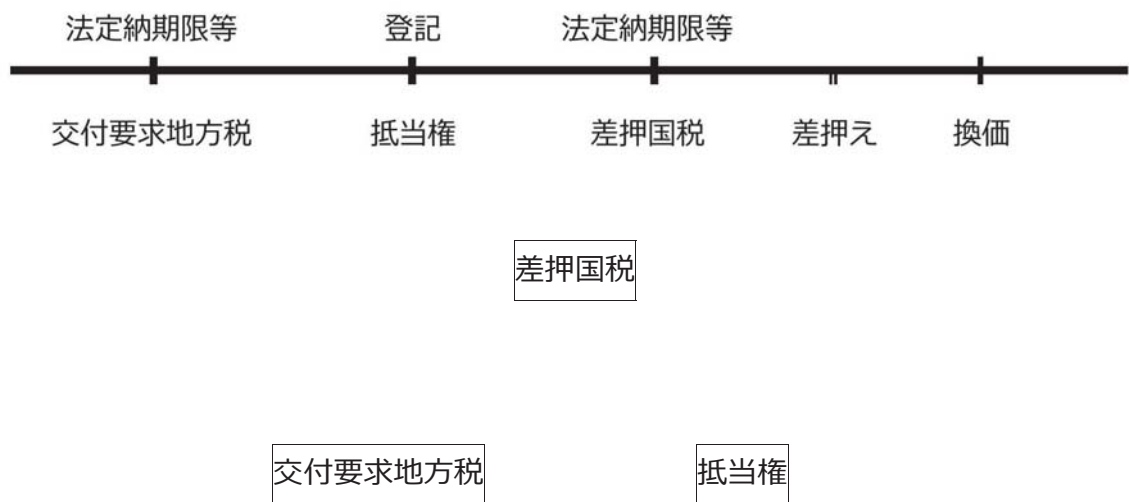
⑥ 法定納期限等以前にされた仮登記により担保される債権の優先等

⑦ 譲渡担保権者の物的納税責任

⑧ 国税及び地方税等と私債権との競合の調整

第 26 条 強制換価手続において国税が他の国税、地方税等及び私債権と競合する場合において、国税徴収法又は地方税法その他の法律の規定により、国税が地方税等に先だち、私債権がその地方税等におくれ、かつ、当該国税に先だつとき、又は国税が地方税等におくれ、私債権がその地方税等に先だち、かつ、当該国税におくれるときは、換価代金の配当については、次に定めるところによる。(以下略)

(例)



第二次納税義務

1. 無限責任社員の第二次納税義務
2. 清算人等の第二次納税義務
3. 同族会社の第二次納税義務
4. 実質課税額等の第二次納税義務
5. 共同的な事業者の第二次納税義務
6. 事業を譲り受けた特殊関係者の第二次納税義務
7. 無償又は著しい低額の譲受人の第二次納税義務
8. 人格のない社団等の第二次納税義務

1. 災害等による期限の延長（国通法 11）

国税庁長官、税務署長等は、災害その他やむを得ない理由により、国税の申告納付等の期限までにこれらの行為をすることができないと認めるときは、次の①～③により、その理由の止んだ日から2月以内に限り、その期限を延長することができる。

- ① 国税庁長官は、都道府県の全部又は一部にわたり災害その他やむを得ない理由により、その期限までに国税の申告納付等を行うことができないと認める場合には、地域及び期日を指定してその期限を延長するものとする。（地域指定、通令 3①）
- ② 国税庁長官は、災害その他やむを得ない理由により、特定の税目に係る国税の申告納付等を行うことができない者が多数に上ると認める場合には、対象者の範囲及び期日を指定してその期限を延長するものとする。（対象者指定、通令 3②）
- ③ 税務署長等は、災害その他やむを得ない理由により、その期限までに国税の申告納付等を行うことができないと認める場合には、その納税者の申請により、期日を指定してその期限を延長するものとする。（個別指定、通令 3③）

2. 申請による換価の猶予（国税徴収法第 151 条の 2）

（1）要件

- ① 納税について誠実な意思を有すると認められること
- ② その国税を一時に納付することによりその事業又はその生活の維持を困難にするおそれがあると認められること。
- ③ その国税の納期限から 6 か月以内に猶予の申請をしたこと。
- ④ 納税の猶予の適用を受けている国税でないこと。
- ⑤ 猶予金額が 100 万以下の場合、猶予期間が 3 月以内の場合等以外は原則として、換価の猶予の申請に係る国税の額に相当する担保の提供が必要。
- ⑥ その国税以外の国税の滞納が無いこと。

（2）効果

- ① 1 年間の納税猶予又は分割納付（猶予期間内に猶予金額を納付できないやむを得ない理由があると求められるときは、さらに 1 年間）
- ② 延滞税の減免

3. 納税の猶予（国税通則法第 46 条）

（1） 災害等による納税猶予（第 1 項、特例猶予の読替え前の規定）

① 要件

- イ. 災害により全積極財産のおおむね 20%以上の損失を受けたこと。
- ロ. 納税の猶予を受けられる国税は、災害がやんだ日以前に課税期間の満了した所得税又は法人税その他一定の国税で、納期限がその損失を受けた日以後に到来するもののうち、猶予申請の日以前に納付すべき税額の確定したもので、その損失を受けた日以後 1 年以内に納付すべきもの。

② 効果

- イ. 1 年間の納税猶予又は分割納付
- ロ. 延滞税の免除

（2） 通常の(災害等に基づく)納税の猶予（第 2 項）

① 要件

- イ. 納税者等に災害、盗難又は病気、負傷、事業の休廃止又は事業上の著しい損失その他これらに類する猶予該当事実があること。
- ロ. 猶予該当事実に基づき、納税者がその納付すべき国税を一時に納付することができないと認められること。
- ハ. 納税者から納税の猶予の申請書が提出されていること。
- ニ. 災害等による納税の猶予の適用を受ける場合でないこと。
- ホ. 猶予金額が 100 万以下の場合、猶予期間が 3 月以内の場合等以外は原則として、納税の猶予の申請に係る国税の額に相当する担保の提供があること。

② 効果

- イ. 1 年間の納税猶予又は分割納付（猶予期間内に猶予金額を納付できないやむを得ない理由があると求められるときは、さらに 1 年間）
- ロ. 延滞税の減免

(3) 課税遅延に基づく(一定期間後に税額が確定した場合の)納税の猶予(第3項)

① 要件

- イ. 法定申告期限から1年を経過した日以後に納付すべき税額が確定するなどその他一定の場合。
- ロ. 納税者がその国税を一時に納付することができない理由があると認められること。
- ハ. 原則として、納税者からその国税の納期限内に納税の猶予の申請書が提出されていること。
- ニ. 原則として、納税の猶予の申請に係る国税の額に相当する担保の提供があること。

② 効果

- イ. 1年間の納税猶予又は分割納付
- ロ. 延滞税の減免

(1) 「納税の猶予制度 FAQ」より

(一般の猶予から特例猶予への切換え)

問 43 特例猶予が創設される前にすでに他の猶予(換価の猶予等)を受けて分割納付中である場合には、特例猶予を受けられないのか。受けられるならば、どのような手続をとればよいか。

(答)

- 特例猶予の対象となる国税について、既に他の猶予を受けている場合には、特例猶予の申請をし、許可を受けることで、特例猶予に切り替えることができます。
- 対象となる方には、個別に税務署から連絡いたします。

問 44 他の猶予(換価の猶予等)を受けて完納し、延滞税も支払ったが、特例猶予を受けられる条件を満たしていた。支払った延滞税は還付されるのか。

(答)

- 既に換価の猶予や納税の猶予を受けて分割納付済みの国税がある場合で、特例猶予の対象となる場合には、特例猶予の申請・許可の手続を経た上で、延滞税を還付することになります。
- 対象となる方には、個別に税務署から連絡いたします。

上記「個別に税務署から連絡」があった場合の、特例猶予申請書上部は次の通り。これは、署からの送付分にのみ使用され、ネット配布はされない。

(別紙5:遡及適用用)



整理番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

納 税 の 猶 予 申 請 書

特

遡

税務署長殿

☐ 既に行っている猶予申請については、本猶予申請が許可された場合には取り下げます。また、既に猶予を受けている場合は、本猶予が許可された場合には取り消されることに同意します。

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第3条により読み替えて適用する国税通則法第46条第1項の規定により、以下のとおり納税の猶予を申請します。

この用紙を使用すると、既に申請し許可された納税の猶予又は換価の猶予についての取り下げ手続は不要。

(2) 同時に複数の税目について申請する場合

- ① 納期限が同じ（猶予期限が同じ）税目については、一つの申請書に記載可能。

（例）令和 2 年 4 月決算法人の法人税と消費税

- ② 納期限が違う（猶予期限が違う）税目については、個別の申請書の作成が必要。

（例）令和 2 年 4 月決算法人の法人税と、令和 2 年 5 月支払分の源泉所得税

(3) 源泉所得税について納税の猶予申請書を提出する場合

該当月分の「所得税徴収高計算書（源泉所得税納付書）」を添付する。

研修お疲れさまでした。研修確認コードは、「6893」です。
研修受講管理システムにて受講記録を登録する際、必要となります。